



流山市監査委員告示第4号

定期監査・行政監査の結果に基づき講じた措置について、流山市長及び流山市教育委員会教育長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別添のとおり公表します。

令和元年5月23日

流山市監査委員

佐々木 健



流山市監査委員

海老原 功





第 4 号様式

流財活 第 206 号  
平成 31 年 3 月 13 日

流山市監査委員 様

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成 31 年 2 月 14 日付け、流監第 94 号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により別紙のとおり通知します。

第 5 号様式

措置事項報告書

報告年月日・番号	平成 3 0 年 2 月 1 4 日 ・ 流監 9 4 号		
監 査 の 種 別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
総務部 財産活用課	意見	調定事務については、調定漏れ、減額調定、二重調定などの伝票上の誤りが散見されたほか、収入未済について予備審査後に消し込みを行うなど、調定内容を把握していない課もあった。厳正なチェック体制を構築されたい。	公有財産売却については、落札者からの書類提出や入金を確認するチェックリストを作成し運用していましたが、落札辞退分の調定を失念したことにより発生したものです。 今後は、チェックリストを複数人で確認するとともに、全ての物品の引き渡しが完了した段階で収入票とチェックリストを課長まで報告することとし、対応するようにいたします。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。  
表示は、「指摘」又は「意見」とする。